青森大学学生相談・特別支援センター規程

(目的)

第1条 青森大学(以下「本学」という。)学生委員会規程第3条第7項の規定に基づき、本学に、学生相談・特別支援センター(以下「センター」という。)を置き、センターは、心身に障害のある学生(以下「障害学生」という。)が主体的に大学生活を送るための修学環境の整備や学生生活支援の実施に伴う負担が過重にはならないか審議し、円滑に実施することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「障害学生」とは、次の各号に定める者とする。また、本人が支援を受けることを希望し申し出た者で、かつ、その必要性を本学が認めた者をいう。
- (1)「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」であり、障害者基本法に基づく関係法令の規定により認定された身体障碍者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳を交付された者
- (2) 前項に定める他、心身の機能に障害があると判断された病院等からの診断書を有する者
- (3) 障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活等に相当な制限を受ける状態にある者

(支援体制)

- 第3条 センターは、本人からの申し出により、支援が必要であるかを審議し、支援を必要とする場合は、関係学科や事務局と連携し、学生が履修する授業担当教員の協力を得て支援に当たる。
 - 2 支援の内容及び方法等は、本人、関係学科、授業担当教員等が協議をして決定する。

(業務)

- 第4条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 障害学生に関する情報の収集
- (2) 障害学生の支援に関する学内部署間の調整
- (3) 障害学生支援に必要な人材の確保
- (4) 障害学生が修学しやすい施設、設備、教育活動等の整備の推進
- (5) その他、障害学生の支援に関して必要な事項

(組織)

- 第5条 センターに、次に掲げる置く。
- (1) センター長 (障害学生支援コーディネーター)
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) カウンセラー
- (5) 養護教諭
- (6) 事務職員
- (7) その他センター長が必要と認めた職員

(センター長)

- 第6条 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。
 - 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
 - 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

- 第7条 副センター長は、センター長が指名する者を持って充てる。
 - 2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代 理する。
 - 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター員)

- 第8条 センター員は、第5条の各号に定める事業に関する業務に従事する。
 - 2 センター員は、本学専任教職員の中から学長が任命する。
 - 3 センター員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、本学経営戦略局が処理する。

(センター会議)

- 第10条 センターに、センター会議を置き、第5条に掲げる業務に関する事項を審議する。
 - 2 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。
 - 3 運営委員会は、構成員の3分の2以上で成立するものとする。

(秘密保持義務)

第 11 条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由 なく知り得た情報等を外部に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、センター会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和6年4月1日より施行する。